太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和５年７月３１日

太田市長　清　水　聖　義

太田市規則第８５号

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則（平成１７年太田市規則第９７号）の一部を次のように改正する。

第１２条第１項中「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書交付申請書」を「福祉医療費受給資格者証交付状況等証明書交付申請書」に改め、同条第２項中「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」を「福祉医療費受給資格者証交付状況等証明書」に改める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号(第４条関係)

福祉医療費受給資格者証（　）申請書兼登録台帳（　　）

年　　月　　日

（宛先）群馬県太田市長

申請者　住　　所

氏　　名

電話番号

次のとおり、福祉医療費受給資格者証の交付を申請します。なお、申請及び資格更新にあたって、次のことについて同意します。
１　受給資格要件の確認及び支給額決定のため、私及び私の世帯員に係る所得課税状況、住民基本台帳、戸籍簿、障害者手帳、国民年金及び各種手当等に関する公簿等の資料を閲覧調査すること。
２　貴市が支払った福祉医療費に係る療養について、後日、高額療養費等が生じた場合、その申請及び受領について市長に委任すること。

<table>
<tr><td colspan="2">申請事由</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">受給資格者番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">受給資格者</td><td>氏名</td><td>生年月日</td><td>続柄</td><td colspan="2" rowspan="2">公費負担者番号</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年度</td><td>所得税</td><td>年度</td><td>住民税</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="4" rowspan="2">有効期限
年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">医療保険の加入状況</td><td>保険者番号</td><td colspan="2"></td><td>保険者名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>記号番号</td><td colspan="3"></td><td>事業所名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>被保険者氏名</td><td colspan="3"></td><td>受給資格者との続柄</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>付加給付の有無</td><td colspan="6">有（　　）・無</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">身体障害者手帳等の状況等</td><td>種別</td><td colspan="2"></td><td>等級</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>記号番号</td><td colspan="2"></td><td>交付年月日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">重心所得状況</td><td colspan="3">本人</td><td colspan="2">配偶者又は扶養義務者のうち最多所得者
（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">控除後の所得額</td><td colspan="3">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶養親族等の数</td><td colspan="3">人</td><td colspan="2">人</td></tr>
<tr><td colspan="2">限度額</td><td colspan="3">円</td><td colspan="2">円</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">母子・父子家庭等
資格要件</td><td>認定理由</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">税法上の扶養親族の数</td><td colspan="2">控除対象扶養親族のうち16歳から18歳までの者</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">16歳未満扶養親族</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td>受付確認</td><td>入力</td><td>検査</td><td>整理簿</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

様式第１０号中

「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書交付申請書」を「福祉医療費受給資格者証交付状況等証明書交付申請書」に改める。

様式第１１号中

「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」を

「福祉医療費受給資格者証交付状況等証明書」に改め、

「

課税状況	社会保険各法の被保険者の市民税		年度（　年）有　・無	
	母（父）子家庭等の所得税	母（父）の所得税	年度（　年）有　・無	
		子の所得税	年度（　年）有　・無	
加入医療保険	保険の種類		被保険者証の記号番号	
	被保険者名		受給者との続柄	

を

」

「

課税状況	社会保険各法の被保険者の市民税		年度（　年）有　・無
	母（父）子家庭等の所得税	母（父）の所得税	年度（　年）有　・無
		子の所得税	年度（　年）有　・無
重心所得状況		本人	配偶者又は扶養義務者のうち最多所得者（　　）
	控除後の所得額	円	円
	扶養親族等の数	人	人
	限度額	円	円
加入医療保険	保険の種類		被保険者証の記号番号
	被保険者名		受給者との続柄

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年８月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則様式第１１号による福祉医療費受給資格者証交付状況証明書は、当分の間、この規則による改正後の太田市福祉医療費支給に関する条例施行規則様式第１１号による福祉医療費受給資格者証交付状況等証明書とみなす。